

証券コード：5915

第97回 定時株主総会 招集ご通知

 株式会社 駒井ハルテック

日時 2026年6月26日（金曜日）

午前10時

場所 大阪市港区弁天一丁目2番1号

アートホテル大阪バイタワー
4階「シンフォニー」

決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	取締役3名選任の件
	第3号議案	監査役1名選任の件
	第4号議案	補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、2026年6月25日（木曜日）午後5時40分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。当社第97回定時株主総会を2026年6月26日（金）に開催いたしますのでここに招集のご通知をお届けいたします。

当社は創業以来、鋼構造物の製造を通じて、社会インフラを支える事業に取り組んでまいりました。主力である橋梁事業においては、国内工場での設計・生産から現地での施工まで一貫して対応できる体制を有し、老朽化が進むインフラの大規模更新事業にも参画しております。また、鉄骨事業では、首都圏を中心とした超高層ビルプロジェクトに携わるとともに、再生可能エネルギー事業では、中型風力発電の製造・建設・メンテナンスにも取り組み、長年にわたり確かな実績を積み重ねてまいりました。

今後につきましては、既存事業の更なる深化を図ると共に、新たな成長分野として、洋上風力発電向けタワー製造への参画を進めております。これらの分野においても、これまで培ってきた鋼構造技術を生かし、着実な事業展開を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き中長期的な視点から当社の取組みをご理解いただき、末永いご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

駒井 恵美

経営理念

高い技術力で夢のある社会づくりに貢献する。

当社は、鋼構造事業（橋梁、鉄骨）、環境事業（再生可能エネルギー）などを通じて社会資本整備の一翼を担っています。

この社会的責任を果たすため、持てる経営資源を最大限に活用し、顧客のニーズに応え、安全で高品質な製品・技術を提供します。また、事業パフォーマンスの向上を目指し、様々な情勢変化に敏感に反応し、変革（チェンジ・チャレンジ・継続的改善）を旨としたPDCAを実践することで、自覚と責任を持った経営を進めてまいります。

これらの周知・実践のため「環境・品質方針」を定め、社員一丸となりこのコミットメントの達成を果たします。

(証券コード 5915)
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株 主 各 位

大阪市西区立売堀四丁目2番21号
株式会社 駒井ハルテック
代表取締役社長 駒 井 恵 美

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第97回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.komaihaltec.co.jp/ir/data/convocation.html>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記のウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「駒井ハルテック」または、「コード」に「5915」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申し上げます。）

なお当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時40分（株主総会日時の直前営業時間終了時）までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。議決権行使の方法は、3頁から4頁に記載しておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

場所

大阪市港区弁天一丁目2番1号
アートホテル大阪ベイタワー 4階「シンフォニー」

目的事項

- 報告事項**
1. 第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役3名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

事前に議決権を行使いただく場合

■ 書面による議決権行使



行使期限 2026年6月25日(木曜日) 午後5時40分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

■ インターネットによる議決権行使



行使期限 2026年6月25日(木曜日) 午後5時40分まで

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は4頁をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

株主総会にご出席される場合



開催日時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくと共に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

❶ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

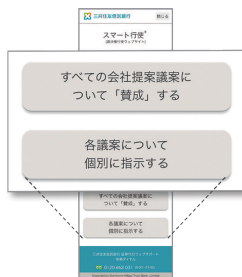
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



議決権行使コード・パスワード を入力する方法

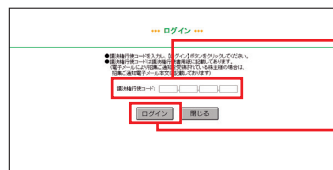
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

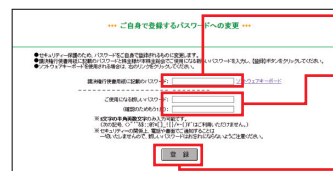
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

☎0120(652)031
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対し事業収益に応じた安定・継続的な配当を行うことを基本としております。第97期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、内部留保につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存であります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当に関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 35円 総額 160,372,100円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月29日

第2号議案

取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役中村貴任、国崎肇、田畑順二郎の3氏が任期満了となります。

つきましては、上記取締役の内、2名の再任と新任1名、計3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の地位	属性	取締役会への 出席回数	取締役在任年数 (本総会終結時)
1	くにさき 国崎	はじめ 肇 男性	取締役	再 任	13回／13回	4 年
				社外取締役		
				独立役員		
2	たばた 田畑	じゅんじろう 順二郎 男性	取締役	再 任	12回／13回	2 年
				社外取締役		
				独立役員		
3	おかだ 岡田	かずひで 和秀 男性	監査役	新 任	13回／13回	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	くに さき はじめ 国 崎 肇 (1960年1月12日生) 再任 社外 独立	1985年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2011年4月 同行執行役員事務統括部長 2015年4月 同行常務執行役員 2016年4月 株式会社日本総合研究所常務執行役員 2017年6月 同社取締役専務執行役員 2020年4月 同社取締役兼副社長執行役員 2022年6月 当社取締役（現任） 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 株式会社三井住友銀行常務執行役員及び株式会社日本総合研究所取締役兼副社長執行役員などの要職を歴任され、IT及び経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識を有しており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化などコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。	一株
2	た ばた じゅんじろう 田 畑 順二朗 (1963年10月1日生) 再任 社外 独立	1986年4月 日本生命保険相互会社入社 2013年3月 同社執行役員 2017年3月 同社常務執行役員 2020年3月 同社専務執行役員 2023年4月 ニッセイ保険エージェンシー株式会社代表取締役社長（現任） 2024年6月 当社取締役（現任） 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 日本生命保険相互会社専務執行役員などの要職を歴任され、経営に関する豊富な実務経験と高度な専門的知識を有しており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化などコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	おか だ かず ひで 岡 田 和 秀 (1964年9月26日生) 新任	1988年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入社 2011年4月 同行福井法人営業部長兼福井支店長 2013年4月 同社玉造法人営業部長 2018年6月 C K D株式会社執行役員人事部長 2023年9月 同社執行役員安全保障輸出管理室長 2024年5月 当社顧問 2024年6月 当社監査役（現任） 取締役候補者とした理由 株式会社三井住友銀行法人営業部長及びC K D株式会社執行役員などの要職を歴任され、豊富な実務経験に加え、高度な専門知識を有しております。また、当社監査役として十二分に機能していたことに鑑み当社取締役に相応しいと判断し、取締役候補者といたしました	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 国崎肇、田畑順二郎の両氏は、社外取締役候補者であります。国崎肇氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。田畑順二郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、国崎肇、田畑順二郎の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
4. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその責務を十分に果たすることができるように、当社定款において、取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する額を限度とする責任限定契約を締結できる旨を定めており、現在国崎肇、田畑順二郎の両氏と責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記と同様の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者になる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役松岡成行氏が任期満了となります。また本總會の終結の時をもって、監査役岡田和秀氏が辞任いたします。

つきましては、上記監査役1名の再任の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
まつおかしげゆき 松岡成行 (1962年5月6日生) 再任	1986年4月 株式会社駒井鐵工所（現 株式会社駒井ハルテック）入社 2005年7月 同社橋梁営業本部大阪営業部長 2010年10月 当社橋梁事業部橋梁営業本部大阪橋梁営業部部長 2016年4月 当社環境品質管理室長 2020年4月 当社理事 2022年6月 当社監査役 2025年6月 当社常任監査役（現任） 監査役候補者とした理由 橋梁分野での豊富な経験に加え、当社の環境品質管理の業務経験を有しており、当社監査役に相応しい能力を有していると判断し、監査役候補者といたしました。	1,590株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償対象とするものであります。なお、候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者になる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法に定める監査役会設置会社としての監査体制を継続的かつ安定的に維持するため、あらかじめ常勤監査役の補欠監査役1名を選任するものであります。花里貴明氏は補欠監査役として、選任をお願いするものであります。監査役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はな さと たか あき 花 里 貴 明 (1967年8月5日生)	1989年4月 駒井鉄工株式会社（現 株式会社駒井ハルテック）入社 2013年4月 当社富津工場技術部長 2018年6月 当社富津工場副工場長兼鉄構設計部長 2021年4月 当社富津工場長 2021年6月 当社執行役員（現任） 2024年4月 当社鋼構造生産本部長（現任）	2,515株
補欠監査役候補者とした理由 当社の事業内容、内部統制システム、グループ構造に精通していること、内部管理業務に関する十分な経験を有することから常勤監査役の補欠監査役候補者とした。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償対象とするものであります。なお、候補者が補欠監査役に選任された後監査役として就任した場合には、当該保険契約の被保険者になる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)：本定時株主総会後の取締役（予定）のスキル・経験

当社の取締役会の構成は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制を構築し、グループ会社を適切に統治するため、多様な視点と豊富な経験、高度なスキルを備えたメンバーであり、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

各取締役・監査役の知識・経験・能力に基づき、特に期待するスキル・経験に●を入れたものが下記の一覧のとおりです。

したがって、各人の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

役職	氏名	独立 社外	担当	特に期待する知見・経験					
				企業経営	製造 施工 技術	営業 マーケティング	会計 財務	コンプライアンス リスク管理	サステナビリティ ESG
代表取締役 社長	駒井恵美		経営全般	●	●	●		●	●
取締役	駒井 寛		経営企画室担当 調達室担当 他	●	●	●		●	●
取締役	森川友記		工 事 本 部 長 橋梁営業本部担当	●	●	●		●	●
取締役	岡田和秀		管 理 本 部 長 関係会社担当	●		●	●	●	●
取締役	本井敏雄	●	非常勤	●	●	●		●	●
取締役	国崎 肇	●	非常勤	●		●	●	●	●
取締役	田畑順二郎	●	非常勤	●		●	●	●	●

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、トランプ関税の影響がみられたものの個人消費や設備投資が増加し、景気は内需を中心に緩やかに回復しました。一方、中東情勢をはじめとする海外経済の不確実性や物価の上昇が引き続き懸念材料となっております。

橋梁・鉄骨業界におきましては、橋梁の発注量は前連結会計年度を下回り、発注単価の上昇はあるものの発注件数が減少したことなどにより熾烈な受注競争が続いております。また、原材料価格の高騰や労務費の上昇に加え、技術者不足の影響もあり収益性の確保が課題となっております。

鉄骨は、需要量が3年連続で400万トンを下回り、建設投資の抑制や再開発案件の停滞等を背景に低調に推移いたしました。今後も大型案件を中心とした計画の延期や見直しが相次ぎ、受注環境の厳しさが増すと考えられることから、受注価格の低下や採算性の悪化が懸念されます。

このような事業環境のなか、当連結会計年度の受注高は327億9千9百万円（前連結会計年度比25.7%減）となりました。売上高は344億1千4百万円（同15.1%減）となりました。

損益につきましては、売上高は減少したものの橋梁事業の一部大型工事において追加変更契約を獲得できたことや収益管理を徹底したことなどにより、営業利益4億7千万円（同63.3%増）、経常利益8億1千7百万円（同28.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億3千5百万円（同73.7%減）となりました。

セグメント別の概要は次のとおりであります。

— 橋梁事業 —

当連結会計年度の受注高は、群馬県補助公共道路改築事業（国道・連携）その５３泉沢大橋上部工製作架設工事（分割２号）、国土交通省中国地方整備局令和７年度西広島バイパス住吉橋高架橋外鋼下部工事他の工事で172億８千１百万円（前連結会計年度比6.3％減）となりました。

売上高は、国土交通省九州地方整備局鹿児島３号西前田川橋上部工工事、仙台市（都）南小泉茂庭線（宮沢橋工区）橋梁上部工工事他の工事で131億７千万円（同16.9％減）となり、これにより受注残高は284億９千８百万円（同16.9％増）となっております。

— 鉄骨事業 —

当連結会計年度の受注高は、（仮称）渋谷アッパー・ウエスト・プロジェクト他の工事で153億２千８百万円（前連結会計年度比40.2％減）となりました。

売上高は、大型工事の進行基準完成工事などで205億８百万円（同12.6％減）となり、これにより受注残高は242億６千２百万円（同17.6％減）となっております。

— インフラ環境事業 —

風力発電等による環境事業、インフラを中心とした海外事業における当連結会計年度の受注高は、１億８千９百万円（前連結会計年度比91.8％増）、売上高は、１億９千万円（同73.3％減）となり、これにより受注残高は５千９百万円（同1.3％減）となっております。

— 不動産事業 —

当社グループは、大阪市西淀川区にある大阪事業所の未利用地部分等について賃貸による不動産事業を行っており、当連結会計年度における不動産事業の売上高は４億１千万円（前連結会計年度比0.6％増）となっております。

— その他 —

当社グループは、その他の事業として印刷事業等を行っており、当連結会計年度におけるその他の売上高は、１億３千４百万円（前連結会計年度比8.5％増）となっております。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、生産設備及び研究開発設備で総額21億9千2百万円を実施いたしました。

なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と総額50億円の貸出コミットメントライン契約及び取引銀行5行と総額70億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

3. 対処すべき課題

今後の国内景気につきましては、地政学的リスクの継続や顕在化にともなう海外経済の不確実性、為替動向や物価上昇の影響などにより、先行きには引き続き不透明感が残るものと考えられます。一方で、雇用・所得環境の改善を背景とした内需の持ち直しやインバウンド需要の回復が景気を下支えすることが期待される中、省人化・DX・AI関連投資、脱炭素・エネルギー転換（GX）関連投資、国土強靱化に向けた投資については、一定の投資需要が継続する可能性があるものと考えられます。

橋梁業界におきましては、新設橋梁の発注量が低水準で推移していることに加え、工事の大型化・長期化や施工人材の不足などにより、事業環境は引き続き厳しい状況が続くものと考えられますが、自然災害への対応や老朽化した社会インフラの補修・更新需要については、防災・国土強靱化の観点から、中長期的に一定の需要が見込まれております。

鉄骨業界におきましては、鉄骨需要が3年連続で400万トンを下回り、また、鋼材をはじめとする資機材価格の高止まりや人件費の上昇、慢性的な人材不足を背景として、大型案件における工期の見直しが、工場操業や収益性に影響を及ぼす可能性があります。

風力発電業界につきましては、「第7次エネルギー基本計画」において洋上風力が再生可能エネルギー主力化に向けた重要な電源の一つと位置付けられており、「洋上風力産業ビジョン(第2次)」においては、2040年に向けた市場形成や国内サプライチェーンの構築に関する方向性が示されております。陸上風力を含め、エネルギー政策上の中長期的な方向性として風力発電の活用が示されていることから、関連する事業環境については動向を注視して参ります。

このような事業環境の下、2026年度より新たにスタートした経営体制の下で、中期経営計画2026の達成に向け、収益力の強化と持続的成長の実現を目指し、人材の確保・育成および

生産性向上に向けた取り組みを通じて、安定的な収益基盤の構築と企業価値の向上に努めてまいります。

これまで多くの製品を納めてきた実績と培ってきた技術力を最大限に活かし、橋梁事業・鉄骨事業・インフラ環境事業を通じて社会基盤整備の一翼を担う企業として、自覚と責任を持った経営を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
橋 梁 事 業	24,388	17,281	13,170	28,498
鉄 骨 事 業	29,441	15,328	20,508	24,262
インフラ環境事業	60	189	190	59
不 動 産 事 業	—	—	410	—
そ の 他	—	—	134	—
合 計	53,890	32,799	34,414	52,820

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第94期 (2022年度)	第95期 (2023年度)	第96期 (2024年度)	第97期 (2025年度) [当連結会計年度]
受 注 高 (百万円)	47,159	39,668	44,155	32,799
売 上 高 (百万円)	39,727	55,384	40,553	34,414
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	328	625	1,274	335
1 株当たり当期純利益 (円)	70.52	134.01	272.77	72.30
総 資 産 (百万円)	61,127	76,832	69,324	66,539
純 資 産 (百万円)	29,862	33,074	31,826	34,987

受注高

(単位：百万円)

売上高

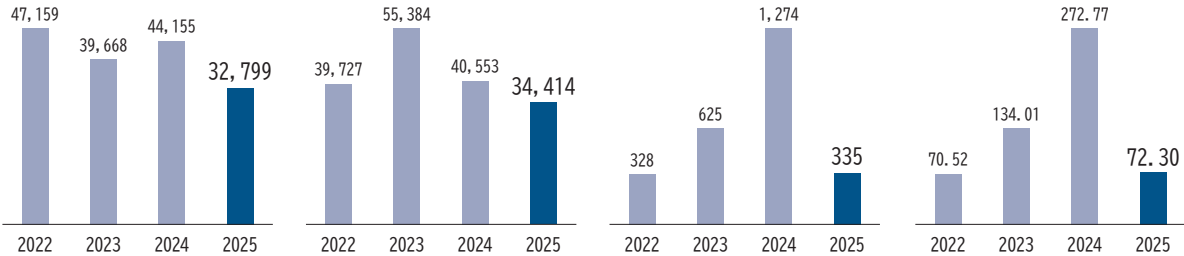
(単位：百万円)

親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

1株当たり当期純利益

(単位：円)



(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数により計算しております。

2. 第94期は、一部大型鉄骨工事に工期の遅延が生じたことに加え、追加変更の獲得交渉に時間を要したこと及びインフラ環境事業において試験研究費が増加したことなどにより減益となっております。
3. 第95期は、過年度に減損損失を計上したインフラ環境事業の賃貸資産についてその未収賃料等の一部回収や補助金収入を計上したことなどにより増益となっております。
4. 第96期は、投資有価証券売却益を特別利益に計上したことなどにより増益となっております。
5. 第97期の状況につきましては、前記Ⅰ.1.「事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
東 北 鉄 骨 橋 梁 株 式 会 社	450 ^{百万円}	100 [%]	橋梁・鉄骨その他鋼構造物の設計・製作及び建設業
株 式 会 社 シ ッ プ ス	10	100	印刷・複写業務、文具・事務用品、建材製品等の販売及び不動産賃貸業
KH ファシリテック株式会社	50	100	鉄骨その他鋼構造物の設計・製作及び建設業

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

橋梁・鉄骨・鉄塔その他鋼構造物の設計・製作及び現場組立・架設・補修が主な事業であり、これ以外に風力発電設備・建設機械・運搬機械等各種機械の設計・製造・据付・販売、風力発電等による売電事業、不動産賃貸業等を行っております。

8. 主要な営業所及び工場

本 店 大阪市西区立売堀四丁目 2 番21号
本 社 東京都台東区上野一丁目19番10号
営業所 東北（仙台市）・名古屋・群馬（高崎市）・和歌山（日高郡由良町）
中国（広島市）・九州（福岡市）・※沖縄（那覇市）
工 場 富津（千葉県富津市）・和歌山（日高郡由良町）
東北鉄骨橋梁㈱岩沼工場（宮城県岩沼市）
KHファシリテック㈱若松工場（福岡県北九州市）
大阪事業所（大阪市）
テクニカルセンター（千葉県松戸市）
（注）※沖縄営業所については2026年5月8日付で開設しております。

9. 従業員の状況

従 業 員 数	対前期末比増減
618 名	2名減

（注）当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,222 ^{百万円}
株 式 会 社 り そ な 銀 行	639

（注）当連結会計年度末日の借入額を記載しております。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 9,952,500株
2. 発行済株式の総数 4,972,709株（自己株式を含む）
3. 株主数 6,027名（前期末比 855名減）
4. 大株主(上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
S U N Y O U N I N G	233,000 株	5.0 %
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	194,257	4.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	172,527	3.7
伊 藤 忠 丸 紅 住 商 テ ク ノ ス チ ー ル 株 式 会 社	164,500	3.5
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	151,900	3.3
J F E 商 事 鉄 鋼 建 材 株 式 会 社	140,000	3.0
内 藤 征 吾	130,300	2.8
日 本 製 鉄 株 式 会 社	108,499	2.3
合 同 会 社 セ ン ス	100,300	2.1
株 式 会 社 北 都 鉄 工	100,000	2.1

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（390,649株）を控除して計算しております。
2. 上記のほか当社所有の自己株式390,649株があります。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役及び執行役員が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	4,379 株	5 名
執行役員	4,030	10

III 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 貴 任	コンプライアンス委員会委員長 環境品質委員会委員長 経営リスク管理委員会委員長 サステナビリティ委員会委員長 指名・報酬諮問委員会委員長
専 務 取 締 役	駒 井 恵 美	環境インフラ本部長兼大阪事業所長 中期経営計画推進委員会事務局長
取 締 役	駒 井 寛	鉄構事業統括 管理本部長 調達室担当 関係会社担当 中期経営計画推進委員会委員長
取 締 役	森 川 友 記	橋梁事業統括 工事本部長
取 締 役	本 井 敏 雄	非常勤 奥村組土木興業株式会社 環境開発本部プロジェクト推進室担当部長 兵庫奥栄建設株式会社 環境エンジニアリング部担当部長
取 締 役	国 崎 肇	非常勤
取 締 役	田 畑 順二郎	非常勤 ニッセイ保険エージェンシー株式会社 代表取締役社長
常 任 監 査 役	松 岡 成 行	常 勤
監 査 役	岡 田 和 秀	常 勤
監 査 役	林 康 司	非常勤 林総合法律事務所 代表 株式会社MS&Consulting 社外取締役 株式会社アサックス 社外取締役
監 査 役	山 本 操 司	非常勤 公認会計士山本操司事務所 代表 株式会社西島製作所 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役のうち本井敏雄、国崎肇、田畑順二郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち林康司、山本操司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役本井敏雄、国崎肇、田畑順二郎の各氏及び監査役林康司、山本操司の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役林康司氏は、弁護士としての法的知見に加え、経営に関する豊富な経験と高度な専門知識を有しております。

5. 監査役山本操司氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する知見に加え、経営に関する豊富な経験と高度な専門知識を有しております。
6. 当社は、執行役員制度を採用しており、2026年3月31日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
副社長執行役員	上 野 進 一 郎	
常務執行役員	飯 塚 勉	特命担当
常務執行役員	落 合 教 道	環境品質管理室担当 安全統括 品質統括 サステナビリティ統括 中央安全衛生委員会委員長
常務執行役員	奥 田 岳 史	橋梁営業本部長
執行役員	花 里 貴 明	鋼構造生産本部長
執行役員	直 江 康 司	コンプライアンス室担当 コンプライアンス室長兼大阪本店長 内部統制監査委員会委員長
執行役員	板 橋 健 一	鋼構造生産本部副本部長 富津工場長兼業務部長
執行役員	橘 肇	技術開発本部長兼松戸テクニカルセンター長 DX統括 DX戦略委員会委員長 技術委員会委員長 情報システム委員会委員長
執行役員	橋 岡 康 浩	鋼構造生産本部和歌山工場長
執行役員	細 田 直 久	環境インフラ本部副本部長 鋼構造生産本部副本部長（洋上風車タワー一部担当）
執行役員	赤 永 泰 宏	鉄構営業本部長

7. 2026年4月1日付代表取締役の異動並びに取締役の担当の一部変更により、次のとおりとなっております。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	中 村 貴 任	
代表取締役社長	駒 井 恵 美	コンプライアンス委員会委員長 環境品質委員会委員長 経営リスク管理委員会委員長 サステナビリティ委員会委員長 指名・報酬諮問委員会委員長
取 締 役	駒 井 寛	鉄構事業統括 管理本部長 調達室担当 関係会社担当 中期経営計画推進委員会委員長
取 締 役	森 川 友 記	橋梁事業統括 工事本部長
取 締 役	本 井 敏 雄	非常勤 奥村組土木興業株式会社 環境開発本部プロジェクト推進室担当部長 兵庫奥栄建設株式会社 環境エンジニアリング部担当部長
取 締 役	国 崎 肇	非常勤
取 締 役	田 畑 順 二 朗	非常勤 ニッセイ保険エージェンシー株式会社 代表取締役社長

8. 2026年4月1日付執行役員の担当の一部変更により、次のとおりとなっております。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
副社長執行役員	上 野 進 一 郎	
常務執行役員	飯 塚 勉	特命担当
常務執行役員	落 合 教 道	環境品質管理室担当 安全統括 品質統括 サステナビリティ統括 中央安全衛生委員会委員長
常務執行役員	奥 田 岳 史	橋梁営業本部長
執行役員	花 里 貴 明	鋼構造生産本部長
執行役員	直 江 康 司	コンプライアンス室担当 コンプライアンス室長兼大阪本店長 内部統制監査委員会委員長
執行役員	板 橋 健 一	鋼構造生産本部副本部長兼富津工場長
執行役員	橘 肇	技術開発本部長兼松戸テクニカルセンター長 DX統括 DX戦略委員会委員長 技術委員会委員長 情報システム委員会委員長
執行役員	橘 岡 康 浩	鋼構造生産本部 和歌山工場長
執行役員	細 田 直 久	鋼構造生産本部副本部長（洋上風車タワー一部担当） 環境インフラ本部長
執行役員	赤 永 泰 宏	鉄構営業本部長

9. 事業年度中に辞任した取締役

退任・辞任時の地位	氏 名	退 任 事 由	退 任 日
専務取締役	飯 塚 勉	辞任	2025年12月31日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役本井敏雄氏、国崎肇氏及び田畑順二郎氏、社外監査役林康司氏及び山本操司氏と締結した責任限定契約の内容は次のとおりであります。

取締役及び監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令に規定する額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

3. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償対象とするもので、保険料を全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合、もしくは当該契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役報酬は「固定報酬」、「業績連動報酬」、「非金銭報酬」の3つで構成され、以下の対応方針に基づいて決定することについて、取締役会で決議しております。

① 割合方針

- ・ 固定報酬部分 100%
 - ・ 業績連動報酬部分（※1） 0%から20%
 - ・ 非金銭報酬部分（※2） 0%から20%
- （※1）役員賞与（※2）譲渡制限付株式報酬

②決定方針

- ・ 固定報酬部分の個人別報酬について、代表取締役社長中村責任は各取締役の業績評価及び職務執行状況を最も適切に把握していることから代表取締役社長中村責任に一任して決定しており、そのプロセスは次の通りであります。

取締役会は指名・報酬諮問委員会に対し個人別の報酬額について諮問を行い、指名・報酬諮問委員会は審議を経て取締役会に答申を行います。代表取締役社長中村責任は、取締役会への答申内容及び取締役会での審議を踏まえ、個人別の報酬額の決定を行うこととしております。

また、代表取締役社長中村責任による個人別の報酬額の決定が、指名・報酬諮問委員会の答申及び取締役会の審議に沿うものであるかを事後的に確認する等の措置を講じております。

- ・ 業績連動報酬部分については、業績及び財務状況等を踏まえ、支払総額及び支払時期を取締役に付議します。支払総額については、株主総会に議案として付議し、株主の承認を得ることとしております。個人別の報酬額については、代表取締役社長中村責任に一任して決定しており、そのプロセスは次の通りであります。

取締役会は指名・報酬諮問委員会に対し個人別の報酬額について諮問を行い、指名・報酬諮問委員会は審議を経て取締役会に答申を行います。代表取締役社長中村責任は、取締役会への答申内容及び取締役会での審議を踏まえ、個人別の報酬額の決定を行うこととしております。

また、代表取締役社長中村責任による個人別の報酬額の決定が、指名・報酬諮問委員会の答申及び取締役会の審議に沿うものであるかを事後的に確認する等の措置を講じております。

- ・ 非金銭報酬部分については、前期の業績目標に対する実績、貢献度及び当期の業績見込みを考慮し、代表取締役社長中村責任に一任して決定しており、そのプロセスは次の通りであります。

取締役会は指名・報酬諮問委員会に対し個人別の報酬額について諮問を行い、指名・報酬諮問委員会は審議を経て取締役会に答申を行います。代表取締役社長中村責任は、取締役会への答申内容及び取締役会での審議を踏まえ、個人別の報酬額の決定を行うこととしております。

また、代表取締役社長中村責任による個人別の報酬額の決定が、指名・報酬諮問委員会の答申及び取締役会の審議に沿うものであるかを事後的に確認する等の措置を講じております。

(2)取締役報酬及び監査役報酬の限度額

当社の取締役報酬及び監査役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。

・取締役の報酬額

2018年6月28日 株主総会決議 年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額24百万円以内） 8名

2021年6月29日 株主総会決議 年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額24百万円以内） 10名

・取締役に対する譲渡制限付株式報酬限度額

2018年6月28日 株主総会決議 年額50百万円以内 8名

2021年6月29日 株主総会決議 年額50百万円以内 10名

・監査役の報酬額

2018年6月28日 株主総会決議 年額72百万円以内 4名

(3)取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役8名 90百万円（うち社外取締役3名 18百万円）

監査役4名 41百万円（うち社外監査役2名 12百万円）

(注) 1. 上記取締役8名には、2025年12月31日をもって辞任した取締役1名が含まれております。

2. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人部分の報酬等の総額は、2名で22百万円であります。

3. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、5名で6百万円が含まれております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 本井敏雄

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係

奥村組土木興業株式会社環境開発本部プロジェクト推進室担当部長及び兵庫奥栄建設株式会社環境エンジニアリング部担当部長であります。なお、当社と当該法人との関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会全13回のうち10回に出席し、技術士、工学博士として土木工学に関する豊富な知識と経験に基づいた助言・提言等を行っております。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会に出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。指名・報酬諮問委員会においては、取締役・執行役員候補者及び取締役・執行役員の報酬等の決定に関して適宜発言を行っております。

この他、当社代表取締役と社外取締役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

(2) 取締役 国崎 肇

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会全13回すべてに出席し、経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識に基づいた助言・提言等を行っております。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会に出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。指名・報酬諮問委員会においては、取締役・執行役員候補者及び取締役・執行役員の報酬等の決定に関して適宜発言を行っております。

この他、当社代表取締役と社外取締役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

(3) 取締役 田畑順二郎

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係
ニッセイ保険エージェンシー株式会社代表取締役社長であります。なお、当社と当該法人との関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会全13回のうち12回に出席し、経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識に基づいた助言・提言等を行っております。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会に出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。指名・報酬諮問委員会においては、取締役・執行役員候補者及び取締役・執行役員の報酬等の決定に関して適宜発言を行っております。

この他、当社代表取締役と社外取締役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

(4) 監査役 林 康司

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係

林総合法律事務所代表であります。なお、当社と当該事務所との関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係

株式会社MS&Consulting社外取締役及び株式会社アサックス社外取締役であります。なお、当社と当該法人との関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会全13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、弁護士としての法的知見に加え、豊富な実務経験と高度な専門知識に基づいた助言・提言等を行っております。また、当事業年度開催の監査役会全11回すべてに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

会計監査人との間では、四半期ごとにディスカッションを行い、監査計画及びその進捗状況の説明や、期中レビュー・監査結果の報告を受けるとともに監査方針等に関する意見交換を行っております。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会にはオブザーバーとして出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。

この他、当社代表取締役と監査役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

(5) 監査役 山本操司

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係

公認会計士山本操司事務所代表であります。なお、当社と当該事務所との関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係

株式会社西島製作所社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と当該法人との関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会全13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、公認会計士としての財務会計に関する豊富な経験と高度な専門知識に基づいた助言・提言等を行っております。また、当事業年度開催の監査役会全11回すべてに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

会計監査人との間では、四半期ごとにディスカッションを行い、監査計画及びその進捗状況の説明や、期中レビュー・監査結果の報告を受けるとともに監査方針等に関する意見交換を行っております。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会にはオブザーバーとして出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。

この他、当社代表取締役と監査役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき報酬等の額	45百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性及び専門性、並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要性があると判断した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 総務部門及び財務部門は、全社に共通する重要な規程・記録類を整備して、それぞれ適切に管理・運用いたします。
- ② 各部門においては、部署ごとに業務標準を整備し、それぞれが管理すべき文書・記録類を明確にして、規定された手順に従って作成・保管いたします。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険を管理するために、全社規程として「リスク管理実施基準」を定め、以下の事項を実施する体制を確立いたします。
 - a 損失の危険発生を予防するための措置を講じること
 - b 危機的状況に陥った場合は、危険の拡大・深刻化を防ぐこと
 - c 危険発生による被害を最小限に食い止めること
 - d 危機的状況を正常な状態に戻すこと
 - e 既に発生した危機的状況を繰り返すことがないように、再発防止策を講ずること
 - f その他、リスク管理を実施することが望ましいと判断する事項
- ② 日常的に密接に意見・情報を交換することにより危険の予兆の早期発見に努め、損失の危険が顕在化してきた場合には関係部署が総務部・コンプライアンス室等と連携して、①b～eに記載した目的の達成を図ります。
- ③ 社内通報制度の窓口を社外（外部）も含め、複数設けることで当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者がより通報しやすい体制を整備いたします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 部門ごとの職務執行責任を明確にし、効率的に運営するために執行役員制度を導入しております。
- ② 重要案件の決議、各部門及び各種委員会の運営状況・実施状況などの報告・確認は取締役会、経営会議で行うものとし、取締役及び監査役に加えて執行役員も出席して意思決定の透明性を高めるとともに、情報の共有化を図ります。
- ③ 中長期的な展望に立って経営計画を策定し、年度ごとに実施する事項及び達成すべき目標を明確にすることにより、職務の執行が効率的に行われることを確保いたします。
- ④ 年度ごとに会社が到達すべき目標を定めて、それを各部門・部署に展開、ブレークダウンし、四半期ごとに目標達成度を診断することにより短期的な効率性を確保いたします。
- ⑤ 手順書がなければ職務の執行が効率的に行われない可能性がある業務については、部門ごとに必要な手順書類を整備いたします。
- ⑥ 経営全般に関わる経営資源、財務状況、受注の確保、製品品質、施工の安全などに関する事項を経営トップが年度ごとに診断し、見直しを図ることにより、経営システムの有効性及び職務執行効率性のスパイラルアップを図ります。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス室を設置し、専従者を配置いたします。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、各部門の執行責任者を委員に任命することにより、全体的な調整を行うとともに牽制作用を有効に機能させます。
- ③ 部署ごとに業務に関連する法令などを明確にし、一覧表を作成いたします。
- ④ 全部署を対象とした内部業務監査を定期的実施する他、随時、抜き打ちでの内部業務監査を実施することで業務の執行状況の確認を行います。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除するとともに、有事の際は警察・弁護士などの外部機関と緊密に連携し、迅速かつ組織的に対処いたします。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社において確立した内部統制システムを指導・教育し、普及を図ります。
- ② 半期ごとに関係会社会議を開催して、業務の透明性及び密接な連携性を確保いたします。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、法令などに従い、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図ります。また、それを評価するために内部統制監査委員会を設置いたします。
- ④ 会計事務のＩＴ化を進め、子会社各社の業態に鑑み、可能な限りシステムを統一化することで財務会計の透明性を確保いたします。
- ⑤ 子会社を担当する関係部門を明確にし、当該部門が企業統治に関する責任を負います。
- ⑥ 子会社の取締役として、当社の担当関係部門の執行責任者等が兼務することにより、業務の連携性を確保いたします。
- ⑦ 子会社の監査役として、当社監査役が兼任することにより、監査の一貫性を確保し透明性を高めます。
- ⑧ 当社の会計監査人に連結子会社の監査を委託することにより、会計監査の一貫性、透明性を確保いたします。
- ⑨ 子会社の代表に財務諸表が適正に作成されたことを確認させ、確認書を提出させます。
- ⑩ 社内通報制度により、子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備することで業務の適正を確保いたします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会からの求めがあった場合、１名または若干名の監査役補助員を配置いたします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役補助員の選任及び異動は監査役会の承認を受けるものといたします。
- ② 監査役補助員の人事考課及び労務管理は常勤監査役が行うものといたします。
- ③ 監査役補助員の監査における、調査及び文書閲覧の権限は監査役に準ずるものといたします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、経営会議、関係会社会議及びコンプライアンス委員会等に出席し、重要案件の決議、各部門及び各種委員会の運営状況・実施状況などの報告を受け、確認を行います。
- ② 取締役及び使用人が当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知り得た場合は、監査役に都度報告いたします。
- ③ 監査役は、コンプライアンス室が実施した内部業務監査などの実施状況及びその結果、並びに社内通報の内容及びその対策などについて、報告を受け、確認を行います。
- ④ 監査役は、半期ごとに代表取締役と監査役会との意見交換会を開催して、経営方針の蓋然的説明を受け、それに対する監査役の意見を経営に反映させます。
- ⑤ 監査役に文書で報告すべき事項の詳細は、監査役と協議の上決定いたします。
- ⑥ 監査役が閲覧を求める文書・記録類は保管部署が閲覧に協力し、正当な理由なく拒否してはならないものといたします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が求めた場合、コンプライアンス室は監査役と協議の上必要な監査を実施いたします。
- ② 監査役が求めた場合、環境品質管理部署は内部品質環境監査で得られた情報及び製品の不具合に関する情報を、安全管理部署は発生した事故の情報を提供するものといたします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス・リスク管理

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的開催し、対象期間において実施した内部統制監査・コンプライアンス研修等諸施策の効果確認を行うとともに、さらなる改善に向けた対策等の検討を行っております。

また、コンプライアンス室を中心に、「リスク管理実施基準」「事業継続計画（BCP）」「社内通報制度」等リスク回避に向けた社内制度の有効性の確認を行っております。

(2) 企業集団の内部統制

当社役員及び子会社代表者をメンバーとする関係会社会議を定期的開催し、業務執行状況及び営業成績・財務状況等の重要情報の報告を受けるとともに、情報の共有を図り、業務の透明性及び密接な連携性の確保に努めております。また、子会社に対する監査等を通じた監督・指導により、当社グループ全体として業務の適正を確保しております。

(3) 監査役の職務の実効性確保

監査役が取締役会及び経営会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、内部統制部門が監査役と適宜会合を持ち、必要な報告を行っております。

(注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しております。

1. 金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 比率については小数点第二位を四捨五入しております。但し、「Ⅱ. 会社の株式に関する事項4. 大株主（上位10位）」の持株比率については小数点第二位を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	35,771	流 動 負 債	18,908
現 金 預 金	6,097	支払手形・工事未払金	4,623
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	23,585	電 子 記 録 債 務	1,212
電 子 記 録 債 権	2,963	短 期 借 入 金	5,345
未 成 工 事 支 出 金	281	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,350
材 料 ・ 貯 蔵 品	1,060	未 払 法 人 税 等	18
未 収 入 金	281	未 払 消 費 税 等	4
未 収 法 人 税 等	229	未 成 工 事 受 入 金	3,766
そ の 他	1,275	賞 与 引 当 金	408
貸 倒 引 当 金	△2	工 事 損 失 引 当 金	61
固 定 資 産	30,767	そ の 他	2,117
有 形 固 定 資 産	18,187	固 定 負 債	12,643
建 物 ・ 構 築 物	4,281	社 債	1,550
機 械 装 置 ・ 運 搬 具	1,789	長 期 借 入 金	4,354
土 地	8,585	繰 延 税 金 負 債	4,222
そ の 他	3,531	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,662
無 形 固 定 資 産	205	そ の 他	853
そ の 他	205	負 債 合 計	31,552
投 資 そ の 他 の 資 産	12,374	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	12,065	株 主 資 本	27,431
長 期 貸 付 金	7	資 本 金	6,619
繰 延 税 金 資 産	18	資 本 剰 余 金	7,773
そ の 他	291	利 益 剰 余 金	13,882
貸 倒 引 当 金	△8	自 己 株 式	△843
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	7,555
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,112
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	443
		純 資 産 合 計	34,987
資 産 合 計	66,539	負 債 純 資 産 合 計	66,539

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		34,414
完 成 工 事 原 価		29,741
完 成 工 事 総 利 益		4,672
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,201
営 業 利 益		470
営 業 外 収 益		565
受 取 利 息 及 び 配 当 金	306	
補 助 金 収 入	45	
そ の 他	213	
営 業 外 費 用		219
支 払 利 息	128	
支 払 手 数 料	86	
そ の 他	4	
経 常 利 益		817
特 別 利 益		591
固 定 資 産 売 却 益	0	
補 助 金 収 入	590	
特 別 損 失		691
固 定 資 産 除 却 損	107	
固 定 資 産 圧 縮 損	584	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		716
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	145	
法 人 税 等 調 整 額	235	
当 期 純 利 益		335
親会社株主に帰属する当期純利益		335

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,619	7,779	13,920	△677	27,642
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△374		△374
親会社株主に帰属 する当期純利益			335		335
自己株式の取得				△184	△184
自己株式の処分		△6		19	12
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△6	△38	△165	△210
当 期 末 残 高	6,619	7,773	13,882	△843	27,431

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	3,999	184	4,184	31,826
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△374
親会社株主に帰属 する当期純利益				335
自己株式の取得				△184
自己株式の処分				12
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,112	258	3,371	3,371
当 期 変 動 額 合 計	3,112	258	3,371	3,160
当 期 末 残 高	7,112	443	7,555	34,987

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲等に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 3 社
連結子会社は東北鉄骨橋梁株式会社、株式会社シップス、KHファシリテック株式会社の3社であります。
 - (2) 主要な非連結子会社
主要な非連結子会社は上海駒建鋼結構技術有限公司であります。非連結子会社2社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項
持分法を適用していない非連結子会社2社（上海駒建鋼結構技術有限公司他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産
未成工事支出金……………個別法による原価法
材 料 ・ 貯 蔵 品……………主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 建物（リース資産を除く）……………定額法
 - ② 建物以外の有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法
なお、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法を採用しております。
 - ③ 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
なお、無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……従業員の賞与金支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。
- ③ 工事損失引当金……当連結会計年度末の手持ち工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、同時点での当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、連結会計年度末日後の損失見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の連結会計年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
主に長期の工事契約を締結しております。
- ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予測される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引につきましては、振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連

ヘッジ手段………為替予約

ヘッジ対象………外貨建て金銭債務

金利関連

ヘッジ手段………金利スワップ

ヘッジ対象………借入金利息

③ ヘッジ方針

外貨建て金銭債務の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高 32,952百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する工事について、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度を合理的に見積り（決算日における工事進捗度は原価比例法による）、当連結会計年度の完成工事高と完成工事原価を認識しております。

② 主要な仮定

工事原価総額の見積りは、直近の実績等をもとにした工事施工数量（材料の使用量など）は今後も同水準で推移すると仮定を置く一方、同種同規模工事における材料単価、外注費、現場工事費等は価格の上昇基調にあるとの仮定を置いて算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事はその施工内容、施工期間が工事契約ごとに決定されるものであるため個別性が強く、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいものであります。また一般的に施工期間が長期にわたることから、工事契約の着手後に判明する事実や現場の状況変化によって作業内容等が変更となることがあります。このため工事原価総額の見積りには不確実性を伴い、主要な仮定である工事施工数量及び材料単価、外注費、現場工事費等が変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類の完成工事高は増減する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,338百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

② 主要な仮定

課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

当連結会計年度において、鉄骨事業で継続して営業損失が生じたことから、減損の兆候があるものと判断し、減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当連結会計年度末時点での当該資産グループの帳簿価額2,656百万円を上回ることから減損損失を認識しないこととしております。また、橋梁事業・鉄骨事業の共用資産について時価が著しく下落していることから減損の兆候があるものと判断し、共用資産を含むより大きな単位で減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当連結会計年度末時点での当該資産グループの帳簿価額9,377百万円を上回ることから減損損失を認識しないこととしております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、取締役会において承認された事業計画に基づく将来売上予測、売上総利益率であります。

減損損失の認識の判定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合に、減損処理が必要となる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 20,686百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,568百万円（うち仮登記	2,519百万円）
土地	6,373百万円（うち仮登記	6,057百万円）
投資有価証券	1,890百万円	
計	10,832百万円	

(2) 担保に係る債務

短期借入金	600百万円
（うち長期借入金より振替分	320百万円）
長期借入金	150百万円
計	750百万円

3. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

受取手形	一百万円
完成工事未収入金	4,966百万円
契約資産	18,618百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

34,003百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	4,972,709	-	-	4,972,709

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	210	45	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	163	35	2025年9月30日	2025年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	160	35	2026年3月31日	2026年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方法

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金及び契約資産、及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は、主に営業債権を対象とした一括ファクタリング・債務引受型決済サービスであります。一括ファクタリングはファクタリング会社の信用リスクに、債務引受型決済サービスは顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金及び電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。このうち一部は、外貨建てのものであり為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約）を利用してヘッジしております。また、借入金のうち、短期借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び営業債務を対象とした一括ファクタリング・債務引受型決済サービスについて、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを回避し債務の固定化を図るために、為替予約をヘッジ手段として利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券については、株式は業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません（(注)2参照）。また、「現金預金」「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産」「電子記録債権」「未収入金」「支払手形・工事未払金」「電子記録債務」「短期借入金」「1年以内償還予定の社債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	11,795	11,795	-
資産計	11,795	11,795	-
(1) 社債	1,550	1,497	△52
(2) 長期借入金	4,354	4,196	△157
負債計	5,904	5,693	△210
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1 投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,281	11,603	10,322
	その他	0	0	0
	小計	1,281	11,604	10,322
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	198	191	△7
	その他	-	-	-
	小計	198	191	△7
合計		1,480	11,795	10,315

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
② ヘッジ会計が適用されているもの：該当するものではありません。

(注) 2 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	269

上記については、市場価格のない株式等であるため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	6,097	-	-	-
受取手形・完成工事未収入金	4,966	-	-	-
電子記録債権	2,963	-	-	-
未収入金	281	-	-	-
合計	14,308	-	-	-

(注) 4 社債及び長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後の償還及び返済予定額
(単位：百万円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
社債	1,050	500	-	-
長期借入金	1,244	1,064	589	324
合計	2,294	1,564	589	324

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2026年３月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,794	-	-	11,794
その他	0	-	-	0
資産計	11,795	-	-	11,795

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	1,497	-	1,497
長期借入金	-	4,196	-	4,196
負債計	-	5,693	-	5,693

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的とした土地等を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は315百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,171	△12	1,158	7,683

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

当連結会計年度の増減のうち、主な減少は減価償却費であります。

3 時価の算定方法

主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本部体制とし、各本部は取り扱う製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は製品を基礎とした製品別セグメントから構成されており、「橋梁事業」「鉄骨事業」「インフラ環境事業」「不動産事業」の4つを報告セグメントとしております。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	橋梁事業	鉄骨事業	インフラ環境事業	不動産事業	計		
一時点で移転される財	236	588	91	－	917	134	1,051
一定の期間にわたり移転される財	12,933	19,919	98	－	32,952	－	32,952
顧客との契約から生じる収益	13,170	20,508	190	－	33,869	134	34,003
その他の収益	－	－	－	410	410	－	410
外部顧客への売上高	13,170	20,508	190	410	34,279	134	34,414

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産の残高等

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
受取手形	21	-
完成工事未収入金	12,122	4,966
契約資産	16,496	18,618
契約負債	3,174	3,766

(注) 1. 契約資産は主に、工事契約において進捗度に応じた収益計上にかかる未請求の対価に対する権利に関するものであり、連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産」に含まれております。

2. 契約負債は主に、工事契約における顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「未成工事受入金」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2026年3月31日時点で52,544百万円であります。当該履行義務は工事契約に関するものであり、期末日後概ね3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 7,635円 78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 72円 30銭 |

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金	額
完 成 工 事 高						31,624
完 成 工 事 原 価						27,396
完 成 工 事 総 利 益						4,228
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						3,812
営 業 利 益						415
営 業 外 収 益						556
受 取 利 息				20		
受 取 配 当 金				294		
受 取 家 賃				45		
材 料 屑 売 却 益				70		
補 助 金 収 入				45		
売 電 収 入				50		
そ の 他				30		
営 業 外 費 用						206
支 払 利 息				116		
支 払 手 数 料				86		
そ の 他				3		
経 常 利 益						765
特 別 利 益						590
固 定 資 産 売 却 益				0		
補 助 金 収 入				590		
特 別 損 失						691
固 定 資 産 除 却 損				107		
固 定 資 産 圧 縮 損				584		
税 引 前 当 期 純 利 益						664
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				129		
法 人 税 等 調 整 額				219		
当 期 純 利 益						315

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	6,619	6,273	1,928	8,202	761
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
積 立 金 の 取 崩					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分			△6	△6	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△6	△6	—
当 期 末 残 高	6,619	6,273	1,922	8,196	761

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
	固 定 資 産 圧縮積立金	東京湾横断道路 株式控除積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	4,274	0	2,834	6,317	14,188
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△374	△374
積 立 金 の 取 崩	△20			20	—
当 期 純 利 益				315	315
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△20	—	—	△37	△58
当 期 末 残 高	4,253	0	2,834	6,279	14,129

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△677	28,332	3,967	3,967	32,300
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△374			△374
積 立 金 の 取 崩		—			—
当 期 純 利 益		315			315
自 己 株 式 の 取 得	△184	△184			△184
自 己 株 式 の 処 分	19	12			12
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			3,083	3,083	3,083
当 期 変 動 額 合 計	△165	△230	3,083	3,083	2,853
当 期 末 残 高	△843	28,102	7,051	7,051	35,153

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……………時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ①未成工事支出金……………個別法による原価法
 - ②材料・貯蔵品……………主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 建物（リース資産を除く）……………定額法
 - (2) 建物以外の有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法
なお、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法を採用しております。
 - (3) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
なお、無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (4) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞 与 引 当 金……………従業員の賞与金支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分を計上しております。
 - (3) 工事損失引当金……………当事業年度末の手持ち工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、同時点での当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、事業年度末日後の損失見積額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生時の事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
主に長期の工事契約を締結しております。

- ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予測される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引につきましては、振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建て金銭債務

金利関連

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金利息

(3) ヘッジ方針

外貨建て金銭債務の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計上の見積りに関する注記

1. 履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 30,712百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する工事について、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度を合理的に見積り（決算日における工事進捗度は原価比例法による）、当事業年度の完成工事高と完成工事原価を認識しております。

② 主要な仮定

工事原価総額の見積りは、直近の実績等をもとにした工事施工数量（材料の使用量など）は今後も同水準で推移すると仮定を置く一方、同種同規模工事における材料単価、外注費、現場工事費等は価格の上昇基調にあるとの仮定を置いて算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

工事はその施工内容、施工期間が工事契約ごとに決定されるものであるため個別性が強く、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいものであります。また一般的に施工期間が長期にわたることから、工事契約の着手後に判明する事実や現場の状況変化によって作業内容等が変更となることがあります。このため工事原価総額の見積りには不確実性を伴い、主要な仮定である工事施工数量及び材料単価、外注費、現場工事費等が変動した場合には、翌事業年度の計算書類の完成工事高は増減する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 718百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

② 主要な仮定

課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

当事業年度において、鉄骨事業で継続して営業損失が生じたことから、減損の兆候があるものと判断し、減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当事業年度末時点での当該資産グループの帳簿価額2,656百万円を上回ることから減損損失を認識しないこととしております。また、橋梁事業・鉄骨事業の共用資産について時価が著しく下落していることから減損の兆候があるものと判断し、共用資産を含むより大きな単位で減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当事業年度末時点での当該資産グループの帳簿価額9,377百万円を上回ることから減損損失を認識しないこととしております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、取締役会において承認された事業計画に基づく将来売上予測、売上総利益率であります。

減損損失の認識の判定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合に、減損処理が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,519百万円（但し、仮登記）
土地	6,057百万円（但し、仮登記）
投資有価証券	1,890百万円
計	10,467百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	480百万円
（うち長期借入金より振替分）	200百万円
長期借入金	100百万円
計	480百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 16,982百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について、次のとおり債務保証を行っております。

東北鉄骨橋梁(株)	300百万円
計	300百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	222百万円
短期金銭債務	213百万円
長期金銭債権	250百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	1,925百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	10百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	299,589	99,469	8,409	390,649

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	469株
取締役会決議に基づく自己株式取得による増加	99,000株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付き株式報酬としての自己株式処分による減少	8,409株
---------------------------	--------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

百万円

繰延税金資産	
賞与引当金	109
未払事業税	9
工事損失引当金	19
貸倒引当金	2
退職給付引当金	684
会員権評価損	16
子会社株式評価損	85
減損損失	4,372
風車部品評価差額	2
合併固定資産時価評価差額	251
その他	92
繰延税金資産小計	5,645
評価性引当額	△4,926
繰延税金資産合計	718

繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,930
その他有価証券評価差額金	△3,177
合併固定資産時価評価差額	△190
その他	△0
繰延税金負債合計	△5,298
繰延税金負債の純額	△4,579

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（2026年3月31日現在）

	百万円
イ. 退職給付債務	△3,099
ロ. 年金資産	1,573
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△1,526
ニ. 未認識数理計算上の差異	△646
ホ. 未認識の過去勤務費用	-
ヘ. 貸借対照表計上純額（ハ＋ニ＋ホ）	△2,172
ト. 退職給付引当金	△2,172

3. 退職給付費用に関する事項（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

	百万円
イ. 勤務費用	176
ロ. 利息費用	51
ハ. 期待運用収益	△19
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△47
ホ. 過去勤務費用の処理額	-
ヘ. 退職給付費用	161

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	2.26%
期待運用収益率	1.25%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	5年
	（発生の翌事業年度から定額法で費用処理）
過去勤務費用の処理年数	5年
	（発生事業年度から定額法で費用処理）

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 7,672円 06銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 68円 02銭 |

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社駒井ハルテック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 公 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社駒井ハルテックの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社駒井ハルテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社駒井ハルテック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 野 尚 弥
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 須 藤 公 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社駒井ハルテックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社駒井ハルテック 監査役会

常任監査役(常勤)	松 岡 成 行 ㊞
監 査 役(常勤)	岡 田 和 秀 ㊞
監 査 役	林 康 司 ㊞
監 査 役	山 本 操 司 ㊞

(注) 監査役林康司及び山本操司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第97回定時株主総会会場ご案内図



- 会場** : 大阪市港区弁天一丁目2番1号
アートホテル大阪ベイタワー4階「シンフォニー」
- 交通** : JR大阪環状線・大阪メトロ中央線弁天町駅下車

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。